

愛知県立芸術大学 「大学等における修学の支援に関する法律」における成績評価の客観的な指標の設定に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「大学等における修学の支援に関する法律」における学修の状況および成果の客観的評価を示す指標である「評定平均値」に関し必要な事項を定め、支援を受ける学生への指導を適切に行うことを目的とする。

(対象となる制度)

第2条 本要綱は大学等における修学の支援に関する法律の指導対象者の抽出にのみ適用する。

(評価)

第3条 この要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評定値：履修科目の成績に基づき算出される0から4までの数値をいう。
- (2) 評定平均値：各年度における、履修科目の評定値と単位数の積の総和を履修科目の単位数の総和で除した数値をいう。

(対象学生)

第4条 本制度を適用する学生は、本学の学士課程に在籍する全ての学生とする。

(対象授業科目)

第5条 本学が開講する全ての授業科目（他大学との単位互換科目は含まない。）のうち、卒業必修単位に算入できる科目。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、評定平均値の対象外とする。

- (1) 「欠席」または「認定」をもって評価された授業科目
- (2) 学長が指定する授業科目

(評価及び評定値)

第6条 各学部規則に定める成績の評価に与えられる評定値は次表の通りとする。

成績	点数	成績評価基準	評定値
秀	100～95点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。	4
優	94～85点	到達目標を十分に達成している。	3
良	84～70点	到達目標を達成している。	2
可	69～50点	到達目標を概ね達成している。	1
不可	49点～0点	到達目標を達成していない。	0

(評定平均値の算出方法)

第7条 評定平均値の計算式は、次のとおり定めるところによるものとし、算出された数値の小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

評定平均値 =
$$\frac{\text{(当該年度に評価を受けた授業科目の評定} \times \text{当該授業科目の単位数)} \text{の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$